

函館市監査公表第28号

函館市長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年10月4日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子



函 経 商

令和4年(2022年)9月22日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	経済部		
監 査 の 種 類	定期監査・ <u>財政援助団体等監査</u> ・その他()		
監査等実施期間	令和3年(2021年)10月28日～ 令和4年(2022年)4月25日	提出日	令和4年5月19日
監 査 項 目 等	公の施設の指定管理者監査 公の施設：函館コミュニティプラザ 対象団体：Gスクエア		
勸告事項, 指摘事項, <u>意見</u>			
<p>函館コミュニティプラザの管理に係る経費を把握するため、協定書第9条では、管理業務に関して独立した会計区分を設け、他の会計と区分して経理しなければならないと規定されており、公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱(平成17年1月策定)では、自主事業の実施に当たっては、自己の責任と費用で実施する旨規定されているが、提出された事業報告中の収支状況では、管理業務に要する費用に、自主事業に係る費用の一部が含まれていた。</p> <p>また、構成団体に分配する余剰金の一部を維持管理費に含めて経理しており、指定管理者の収支の状況が正確に把握されていなかったことから、提出資料の内容を精査することはもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針(平成21年5月策定)が求める業務の実施確認に基づく評価、指導、指示などを所管部局において確実かつ的確に行い、適切な施設管理に努められたい。</p>			
措置内容, 対応・考え方			
<p>自主事業の実施に当たっては、自己の責任と費用で実施するよう指導したところであり、令和4年度からの新指定管理者のもとでの、令和4年度の事業計画および随時のモニタリングにおきまして、自主事業の実施に必要な経費が計上されていることを確認しております。</p> <p>また、構成団体に分配する余剰金の一部を維持管理費に含めた経理につきましては、余剰金を別に経理するよう指導したところであり、令和3年度の事業報告および定期のモニタリングにおきまして、余剰金や維持管理費など正確に経理していることを確認しております。</p> <p>今後も指定管理者の収支状況の正確な把握を徹底するとともに、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針に基づき、適切な施設管理に努めてまいります。</p>			